

【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第 8 報)(R2.6.19)別添に係る名古屋市 QA

(その他の取扱いについては、厚労省事務連絡(第 7 報)(R2.5.27)、名古屋市 QA 第 5 版及び本市障害者支援課長通知「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の解除に伴う障害福祉サービス事業所等における対応について(依頼)」(R2.5.27 2 健障支第 189 号)を参照ください。)

I 生活介護における取扱い

生活介護において、今後もサービスの提供にあたり、いわゆる「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避けるための取組として、分散通所など様々な形態が想定されることを踏まえて、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも、短時間利用減算を適用しないことを可能とする。

Q 厚労省通知(第 7 報)別添 問 17 の取扱いと異なるのか。

A 取扱いに変更はありません。本市QA第5版 「9. 厚労省通知別添問 17 関係」及び「1. 厚労省通知別添問 2 関係」Q 1 2を参照ください。

II 短期入所における取扱い

短期入所のサービス提供において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組として、利用者が入れ替わる際に、こまめに居室の消毒を実施することや、他の利用者との間に一定の距離を保ちつつ必要な支援を行うことを、緊急時の受入と同程度の負担とみなし、全ての利用者について、月に 14 日を上限に緊急短期入所受入加算を算定可能とする。

なお、通常取扱いにより緊急短期入所受入加算を算定している場合に、追加で上記の取扱いを行う場合であっても月の上限日数は変わらないものとする。

Q いつの利用分から上記の理由での緊急短期入所受入加算が算定可能か。

A 令和 2 年 6 月 19 日から報酬算定可能とします。ただし、下記Ⅲの利用者の同意を得られた日以降とします。

Ⅲ 留意事項

上記Ⅰ・Ⅱの取扱いによる報酬の算定を行う場合は、指定権者へ事前連絡の上、利用者の同意を得ること。

なお、利用者の同意について、必ずしも書面による同意確認を得る必要はなく、指定権者の判断により柔軟に取り扱われたいが、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録を残しておくこと。

Ｑ１ 指定権者（名古屋市）への連絡はどのように行うのか。

Ａ 名古屋市指定の事業所につきましては連絡の必要はありません。

Ｑ２ 利用者の同意はどのようにとるのか。

Ａ 説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名を記載した書面(様式任意)により同意を得てください。

Ⅰについては、事業所側の判断で短時間利用とする場合に利用者の同意が必要となります。同意書には、上記に加え短時間利用とする理由を記載して下さい。

Ⅱについては、同意書に、利用者の入れ替えの際等に居室の消毒を実施すること及び他の利用者との間に一定の距離を保ちつつ支援を行う必要があることに基づく加算となることを追記してください。

【問合せ】

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課
指定指導係
電話 ９７２－３９６７